

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第561号

2013年（平成25年）6月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

戸籍に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2013年（平成25年）5月27日付けで諮問（第561号）された戸籍に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

(1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 戸籍副本データの保管の現状

戸籍法（以下「法」という。）では、戸籍は正本及び副本を設けることとされ、正本は市区町村に備え、副本は当該市区町村を管轄する法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局（以下「管轄法務局等」という。）で保存することとされている（法第8条）。戸籍の正本が滅失した場合には、管轄法務局等に保存されている副本を基に戸籍を再製することとなる（法第11条）。

本市では現在、年2回記録媒体（＝LTO）に記録し、管轄法務局である横浜地方法務局湘南支局に保管している。

イ システム導入の必要性

2011年3月11日の東日本大震災による津波被害により、宮城県及び岩手県内の4市町の戸籍正本が滅失したところ、当該市町はシステムにより戸籍事務を取り扱っており、管轄法務局等に保存されている磁気ディスクをもって調整されている戸籍及び除籍の副本（以下「副本データ」という。）が滅失を免れたために、当該副本データを利用して戸籍を再製することができたが、仮に、管轄法務局等が保管していた副本データも滅失していた場合には、正本と副本を同時に滅失し、再製できない危険性があること等の問題が

顕在化したことから、これを防止するためのシステム構築が必要である。

ウ 経緯

国は、東日本大震災における被災状況を踏まえ、戸籍の正本と副本の同時滅失を防止するための抜本的な対策として、戸籍副本管理サーバを遠隔地にある法務局に設置し、その保全・管理を行う戸籍副本データ管理システムを構築することを全国の市区町村に通知したものである。(平成24年7月13日(法務省民一第1810号))

全国の市区町村は、この通知を受けて当該システムを構築するもので、本市の戸籍データを総合行政ネットワーク(LGWAN)回線を通じて、管轄法務局と通信回線で接続している、関西地区にある副本データ管理センターに送信し、万が一本市が被災しても副本データを基に戸籍情報の迅速な復旧を可能とする。

遠隔地にある戸籍副本管理サーバと本市のサーバを接続し、この事務を確実かつ効率的に行うため、コンピュータを利用して送受信を行うことに対し、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理の必要性

諮問に至る経過にもあるとおり、戸籍法第8条、10条の解釈に基づき、国は抜本的な対策として、戸籍の副本データ管理システムを構築するものである。

コンピュータ処理の必要性は次の理由によるものである。

ア 全国一律的に行うもので、地方公共団体の判断で送受信しないことはできないこととなっていること。

イ 戸籍の身分事項等の内容を日々更新させるため、データの正確性を確保しなければならないこと。

ウ 送受信されるデータは、本市の戸籍副本データとして正確に処理されなければならないため、その対象者は大量であるため、コンピュータによらないで処理することは業務に支障をきたし、不可能であること。

(3) コンピュータ処理をする個人情報、別紙「資料2」とおり。

別紙2-1 入力ファイル項目一覧(戸籍・除籍)

別紙2-2 入力ファイル項目一覧(除籍イメージ)

(4) コンピュータ処理の内容

ア 本市の戸籍情報システムサーバと法務省から提供される市区町村専用装置との関係

法務省から提供された市区町村専用装置には、本市の最新の戸籍情報がセットアップされており、戸籍情報システムサーバを通じて、日々の戸籍届出により生じた新規・変更データを差分データとして、法務省から提供された市区町村専用装置に送信する。

イ 本市と法務省(副本データ管理センター)との間の通信方法

本市と法務省(副本データ管理センター)との間の通信方法は、総

合行政ネットワーク（L G W A N）回線を使用して行われ、法務省が提供する市区町村専用装置により送受信する。

ウ 本市から法務省（副本データ管理センター）に送信されるデータ
市区町村に届出があった、戸籍の届出による戸籍簿に新規に記載される事項または当該戸籍簿に記載されている事項の変更に伴うデータを法務省（副本データ管理センター）に送信する。

エ 法務省（副本データ管理センター）の戸籍副本データの取り扱いについて

戸籍の副本は管轄法務局等で保存されていることとされている（戸籍法第8条）。法務省（副本データ管理センター）にある副本データは、法務省ネットワークを通じて管轄法務局等で管理されている。

オ 本市が法務省からデータ受信する場合の内容

(ア) イで送信したデータを正しく送信できたか、法務省での受信結果を受信する。

(イ) 戸籍の正本が滅失した場合には、管轄法務局等に保存されている副本を基に戸籍を再製することとなる（法第11条）。

本市の正本データが万が一滅失した場合に、戸籍情報の迅速な復旧をするため、管轄法務局等からデータを受信する。

(5) 安全対策

ア 法務省から提供された市区町村専用装置の安全対策

(ア) 市区町村専用装置の保管場所は、I T推進課にある空調が整備された特別な機械室に設置されている。

(イ) 機械室に入室するには、限定された職員等が専用のI CカードとI D番号により入室が可能となる。

(ウ) 機械室にある市区町村専用装置は、更にラックに収容されており、施錠により管理されている。

イ 通信の安全対策

本市と法務省の間は総合行政ネットワーク（L G W A N）回線を使用し、セキュリティはファイアウォール等により十分に確保されている。

また、通信によるデータはS S Lを利用した暗号化により外部への情報漏洩を防ぐ。

ウ 操作権限

市区町村専用装置の操作は、限定された職員（市民窓口センター戸籍担当の一部の職員）とし、ユーザI Dおよびパスワードにより、正当なアクセス権限が有ることを確認し操作する。

エ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「藤沢市情報セキュリティポリシー」を遵守する。

オ 戸籍情報システムと市区町村専用装置間のデータ連携

戸籍情報システムの開発メーカーが、市区町村専用装置へのデータ送信をするためのアプリケーションを作成するため、本市と標準契約に

基づく業務委託を締結しており，本市の個人情報の保護に関する条例の本旨に従い，本契約を履行する。

(6) 実施時期

平成25年8月5日予定

(7) 提出書類

- ア 資料1 平成24年7月13日（法務省民一第1810号）通知
- イ 資料2 コンピュータ処理をする個人情報
- ウ 資料3 情報連携機器構成図
- エ 資料4 ～戸籍法抜粋～
- オ 資料5 戸籍法施行規則の一部を改正する省令案の概要
- カ 資料6 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，コンピュータ処理を行う必要性について，次のように述べている。

- ア 全国一律的に行うもので，地方公共団体の判断で送受信しないことはできないこととなっていること
- イ 戸籍の身分事項等の内容を日々更新させるため，データの正確性を確保しなければならないこと
- ウ 送受信されるデータは，本市の戸籍副本データとして正確に処理されなければならないため，その対象者は大量であるため，コンピュータによらないで処理することは業務に支障をきたし，不可能であること

(2) 安全対策について

実施機関では，次の安全対策を講じている。

ア 法務省から提供された市区町村専用装置の安全対策

- (ア) 市区町村専用装置の保管場所は，IT推進課にある空調が整備された特別な機械室に設置されている。
- (イ) 機械室に入室するには，限定された職員等が専用のICカードとID番号により入室が可能となる。
- (ウ) 機械室にある市区町村専用装置は，ラックに収容されており，施錠により管理されている。

イ 通信の安全対策

本市と法務省の間は総合行政ネットワーク（LGWAN）回線を使用し，セキュリティはファイアウォール等により十分に確保されている。

また，通信によるデータはSSLを利用した暗号化により外部への情報漏洩を防ぐ。

ウ 操作権限

市区町村専用装置の操作は、限定された職員（市民窓口センター戸籍担当の一部の職員）とし、ユーザIDおよびパスワードにより、正当なアクセス権限が有ることを確認し操作する。

エ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「藤沢市情報セキュリティポリシー」を遵守する。

オ 戸籍情報システムと市区町村専用装置間のデータ連携

戸籍情報システムの開発メーカーが、市区町村専用装置へのデータ送信をするためのアプリケーションを作成するため、本市と標準契約に基づく業務委託を締結しており、本市の個人情報の保護に関する条例の本旨に従い、本契約を履行する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

なお、本件の審議において委員から、住民基本台帳ネットワークシステムに関する最高裁判決を前提としても本システムは、住民基本台帳ネットワークシステムよりも秘匿性の高い情報が扱われるという点、検索機能を有していないとしてもその付加が容易であるという点、法律上の根拠という点で、戸籍法の解釈の限界を超えており、このシステム自体に憲法上の疑義があると考え、という意見があったことを申し添える。

以 上

